

質問11 本会独自の要望活動について

(該当箇所:p.17、2022 年度事業総括 4)2024 年トリプル改定への準備、3~4 行目/p.102、2022 年度要望書・意見書)

p.17 の 4)から 3 行目で「そこにも入らない本会独自の項目は本会単独での要望活動となる。」とあるところです。作業療法の職域の広がり是多々述べられていますが、特にリハ3 団体などの医療・介護分野においては3 団体の協働などの取り組みは今後お願いするところですが、例えば、精神や司法、職業リハなどの分野で、リハ職が担っているのは OT だけです。すると改善したい点などがある場合は本会単独での要望になるかと思うのです。それ以外の分野でも OT が特化して関わっている分野はたくさんあるはずですが、P102 の要望書・意見書の件数をみると「2 件」しかありません。本当に、本会単独で要望を出している（リハ団体などの関連団体は連名で要望書を出しているのもそれ以外の分野で）のは 2 件だけでしょうか。もう少し詳細をご教示下さい。本会の社会課題は多いはずですが、もし本当に 2 件ですと、あまりにも少なすぎると思います。

意見：年間における、本会単独の要望書・意見書の件数が少なすぎます。例えば、昨今、精神科病院では患者虐待が明るみになりました。このような患者の人権をないがしろにするような精神医療の現状を早急に改善を図るよう、厚労省に「要望書・意見書」として単独で出すこともできるはずですが、単独で出すことで、患者に対し、我々専門職としても責任を示すことができます。連名で出すことも大事ですが、このように単独で出す意義も重要かと思います。本会は何も会員が研修会を成すことを中心とした会ではないはずで、公益性を持つ団体かと思っています。もう少し、本会としてのスタンスを会員や国民、障害者にも示せるように、メッセージを出せるよう戦略を練って頂きたい。

回答

報酬改定に関する要望については、事前に厚生労働省の担当部局と意見交換を行い、より実現可能性の高い内容に調整をはかったうえで、最終的に要望書として提出することが多くあります。また、報酬改定以外、例えば司法領域については法務省保護局矯正局を訪問し、作業療法の機能や役割、司法領域にさらに携わっていくうえでの課題等を意見交換し、そのなかで当会としての要望もお伝えしており、当会役員を中心として行っている渉外活動のすべてが要望書・意見書という形にはならないことはご理解いただければと思います。ご指摘は、それらの内容が会員に見えづらいということかと思います。機関誌での報告等、さらに充実させていきたいと考えます。

ご意見にある、作業療法の対象となる方々の人権が侵害される案件についての意見表明は、その必要性を理事会としても認識しており、複数回にわたって検討を行っているところです。社会保障や制度の問題だけでなく、社会問題・人権に関わる問題などに広く対応することが職能団体としても必要であり、その発出も適宜迅速に行うことが求められていると認識しています。意見表明の戦略についてはまさに現在議論中ですので、今後の理事会報告をお待ちください。